

## 次期静岡市男女共同参画行動計画等策定の概要

## 1 計画の目的

静岡市男女共同参画行動計画	固定的性別役割分担意識にとらわれず、自分らしく可能性に挑戦し、自らの意思によって、あらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、静岡市男女共同参画推進条例(以下「条例」)に規定する6つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的計画的に実施するために策定する。
静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画 (静岡市DV防止基本計画)	「男女間のあらゆる暴力の根絶」を目標とし、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援などの施策を総合的体系的に実施するために策定する。
静岡市女性活躍推進計画	「女性の“活躍したい”希望がかなうまち」を目指して、女性の職業生活での活躍推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定する。

## 2 計画の位置づけ

静岡市男女共同参画行動計画	条例第16条に基づき策定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」である。 また、静岡市総合計画の部門別計画であり、施策の推進にあたっては、総合計画との整合を図る。
静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画 (静岡市DV防止基本計画)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づき、策定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」であり、第3次静岡市男女共同参画行動計画の基本目標9の「男女間のあらゆる暴力の根絶」に位置づけられた取組と整合性を有するもの。

静岡市女性活躍推進計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画である。
-------------	--

### 3 計画期間

令和5年4月から令和13年3月までの8年間

### 4 策定体制

#### (1) 静岡市男女共同参画審議会（外部）

市長からの諮問を受け、幅広い観点と専門的な見地から計画を検討する審議会。

本市における男女共同参画の基本的な考え方や方向性を検討し、市長へ答申する。

#### (2) 静岡市男女共同参画推進会議（庁内）

市長、副市長及び各局長等をもって組織する庁内組織であり、審議会からの答申を受け、男女共同参画の推進に関する総合施策の企画立案に関し、率先的かつ総合的な視点に立って検討し、その効果的な推進を図るため、計画（案）を決定する。

#### (3) 同推進会議 幹事会議（庁内）

計画の策定に関する資料収集や諸検討を行うために、関係各課によって組織される庁内検討会議であり、担当者会議も設置している。

主な業務は、審議会の協議事項にかかる論点についての検討、計画案の策定についての検討であり、各所属課内部との調整も行う。

### 5 スケジュール（案）

令和3年度

8月 ①審議会

11月 ②審議会 第4次男女共同参画行動計画等 審議会へ諮問

2月 ③審議会 次期計画策定に向けた現状と課題について

令和4年度（3～4回実施予定）

5月 ④審議会 骨子案の協議

8月 ⑤審議会 答申案の協議（答申は9月上旬を予定）

12月 ⑥審議会 パブリックコメントの報告、計画案の協議